

埼玉県保険医協会 行動計画

事務局員が仕事と子育てを両立させることができ、事務局員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての事務局員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年3月21日～2027年3月20日までの2年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対 策>

- ・全事務局員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- ・育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：2027年3月までに、小学生の子を持つ事務局員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対 策>

- ・2025年7月～ 事務局員へのアンケート調査、検討開始
- ・2027年2月～ 制度の導入、事務局員への周知

目標3：2027年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対 策>

- ・2025年7月～ 事務局員へのアンケート調査、検討開始
- ・2027年2月～ 制度の導入、事務局員への周知